

第123回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録			
開催日時	令和3年11月29日（月曜日） 13時30分～15時10分		
開催場所	奈良市役所 災害対策本部室		
出席者	委員	伊藤隆司委員 伊藤忠通委員 太田晃司委員 倉橋みどり委員 小山新造委員 下村由加里委員 巽一孝委員 種蔵史典委員(宮井達也氏代理出席) 中山徹委員 藤田幸代委員 本中眞委員 山岡稔季委員 山本直子委員	
	事務局	西谷忠雄副市長 中原達雄都市整備部長 梅田勝弘都市整備部次長 角井力都市計画課長 三山和宏開発指導課長 金子和正建築指導課長 他	
開催形態	公開（傍聴人一般0人 報道関係者0人）	担当課	都市整備部 都市計画課
議題等	<p>(議案)</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）</p> <p>2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取）</p> <p>3 奈良市景観計画の改正（案）について（意見聴取）</p> <p>(その他)</p> <p>1 【報告】常務委員会について</p>		
決定又は取り纏め事項	<p>(議案)</p> <p>1 議案は原案どおり可決された。</p> <p>2 議案について意見聴取を行った。</p> <p>3 議案について意見聴取を行った。</p> <p>(その他)</p> <p>1 事務局より、国都審における常務委員会設置の提案を取り下げることにについて説明を行った。</p>		
議事の概要及び議題等に対する主な意見等			
<p>(議案)</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定） (事務局より、奈良市の生産緑地地区指定面積を97.56haから97.39haとし、地区数を592箇所から591箇所とする生産緑地地区の変更（案）について説明を行い、審議された。) ⇒採決の結果、原案通り可決された。</p> <p>2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取） (事務局より、奈良市の生産緑地地区における特定生産緑地の指定面積を14.61haとし、地区数を123箇所とする生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について説明を行った。)</p>			

中山委員

- ・資料の今回指定する特定生産緑地には500㎡未満のものがある。生産緑地の指定には面積要件があり、緩和することもできたと思うが、特定生産緑地についても同様の要件があるのか。その要件を満たさない場合、特定生産緑地の指定はできないのか。
(事務局より、特定生産緑地指定の申出には面積要件はない。生産緑地には一団のものとして500㎡以上という面積要件があるため、今回指定した500㎡未満の特定生産緑地については、今後周辺の特​​定生産緑地の指定状況に応じて調整の必要があると回答)

伊藤会長

- ・市町村において面積要件を緩和できることとなっているが、奈良市は緩和を考えていないということでしょうか。
(事務局より、その通りであると回答)

藤田委員

- ・特定生産緑地の指定について、来年度（令和4年度）に多くの案件を残すことになるが、どういった計画を立てているのか。
(事務局より、今回の特定生産緑地の指定（案）作成以降にも、特定生産緑地指定の申出を受け、調査・整理を継続している。また、特定生産緑地指定のアンケート調査を行った結果令和4年11月には、当初生産緑地指定地の8割を特定生産緑地として指定することを目標としていると回答)

山本委員

- ・今回指定された500㎡未満の特定生産緑地について、その隣地が特定生産緑地に指定されない場合、その区域すべてが生産緑地地区から外れてしまうことになるのか。
(事務局より、ご質問の場合において、今後の手続きによっては、今回指定された特定生産緑地について生産緑地地区の解除となる可能性があると回答)

3 奈良市景観計画の改正（案）について（意見聴取）

（事務局より、奈良市景観計画の改正（案）について説明を行った。）

山本委員

- ・自然型の沿道景観形成重点地区の周辺には生産緑地が多く存在しており、そうした生産緑地が減少した場合に、その土地利用をどのようにするのかは、景観にとって重要であると考えます。
昨今、太陽光パネルが多く存在し、それらの設置方法や設置場所が景観に影響を及ぼすと考えます。それらの設置を否定するものではないが、現状は法整備が追い付いていない状況であり、奈良市景観計画の中でしっかり検討していただきたいと意見する。
(事務局として意見を承る。)

本中委員

- ・景観形成基準の中に、“奈良市眺望景観保全活用計画に定める重点眺望景観を阻害しないこと”とあるが、この景観形成基準は建築物等の高さ規制にまで影響するのか。そうではなく、あくまでも保全活用計画についてのみの基準か。
(事務局より、高度地区の指定により高さ規制を行っており、その際、大池や平城宮跡からの眺望景観を重視したうえで指定しているが、景観形成基準は建築物等の高さ規制に直接影響するわけではなく、大規模建築物等の配置や見え方に対する配慮事項であると回答)

本中委員

- ・奈良市眺望景観保全活用計画は平城宮跡から東側への眺望に配慮するものとなっているが、平城宮跡より西側の景観について、平城宮跡南辺の朱雀門付近から望む二条大路の街路景観のアイストップに阻害要件が発生していないのかどうかについて検討してい

ただきたい。アイストップに携帯基地局の鉄塔が存在し、景観的影響が大きく、西側の生駒山のスカイラインを阻害しているのではないかと思う。

(事務局として意見を承る。)

山本委員

- ・昨今ビルの上に突然アンテナが建設されるというケースがあり、かなりの高さを有するため、景観への影響があると思われるので、それを考慮したものとしていただきたい。(事務局として意見を承る。)

伊藤会長

- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のB地区とC地区との線引きは道路ではなく、道路より少し幅があるようだが、どのように決定しているのか。(事務局より、道路に並ぶ商業系建築物等も考慮し、幅を持たせた線引きであると回答)

(その他)

1 【報告】国都審における常務委員会設置の提案を取り下げることについて

(事務局より、第121回国都審において提案した国都審に常務委員会を設置することについて、常務委員会に委ねるべき案件等を検討した結果、その提案を取り下げる旨の説明を行った。)

資料	<ul style="list-style-type: none">・次第・座席表・委員名簿・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（市決定）・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（意見聴取）・奈良市景観計画の改正（意見聴取）
----	---